

令和2年第8回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月18日若狭町議会第8回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

2番	熊谷勘信君	4番	島津秀樹君
5番	辻岡正和君	6番	坂本豊君
7番	今井富雄君	8番	原田進男君
9番	北原武道君	10番	福谷洋君
11番	清水利一君	12番	小堀信昭君
13番	小林和弘君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（2名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	玉井喜廣
教育長	中村正一	会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松正広	政策推進課長	岡本隆司
観光未来創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレア文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本 斉	教育委員会事務局長	三宅宗左

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第68号 若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第69号 若狭町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第70号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第71号 若狭町手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 7 2 号 美方地区農村情報化施設条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 3 号 若狭町多目的交流広場条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 4 号 若狭町自然休養村経営管理所条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 5 号 伊良積休憩所施設条例の廃止について
- 日程第 1 0 議案第 7 6 号 令和 2 年度若狭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 7 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 8 号 令和 2 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 9 号 令和 2 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 0 号 令和 2 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 1 号 令和 2 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 2 号 令和 2 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 3 号 令和 2 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 4 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 8 5 号 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 8 6 号 縄文の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 8 7 号 自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 8 8 号 若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 8 9 号 若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 9 0 号 若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 9 1 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 9 2 号 体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 9 3 号 世久見うみべの家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 9 4 号 小川休憩所の指定管理者の指定について

- 日程第 2 9 議案第 9 5 号 若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 9 6 号 若狭町梅丈ランドの指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 9 7 号 若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の
指定について
- 日程第 3 2 議案第 9 8 号 財産の処分について（伊良積区）
- 日程第 3 3 議案第 9 9 号 財産の処分について（岩屋区）
- 日程第 3 4 議案第 1 0 0 号 財産の処分について（向笠区）
- 日程第 3 5 議案第 1 0 1 号 財産の処分について（田井野区）
- 日程第 3 6 請願第 1 号 7 5 歳以上の医療費窓口負担 2 割化の検討中止を求める
意見書を国に提出することを求める請願書
- 日程第 3 7 陳情第 2 号 熊川小学校と瓜生小学校の統廃合に関する陳情書
- 追加日程第 1 発委第 3 号 熊川小学校と瓜生小学校の統廃合計画の進め方に関
する意見書について
- 日程第 3 8 議員派遣報告および議員派遣について

(午前10時45分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、北原武道君、10番、福谷 洋君を指名します。

～日程第2 議案第68号から日程第37 陳情第2号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第2、議案第68号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の制定について」から日程第37、陳情第2号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合に関する陳情書」までの36議案を一括議題とします。

この36議案については、去る12月4日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであり、その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、坂本 豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本 豊君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月4日、令和2年第8回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案21件であります。

議案審査のため、12月9日午前9時より、委員5名出席の下、議案説明者として森下町長、玉井副町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第68号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の制定について」は、公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙運動用自動車の使用やビラ、ポスターの作成が公費の負担の対象となったことから、条例の制定を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、供託金は市議会議員と同様と書いてあるが、条例には載っていない。

答、公職選挙法の規定を準用するので、あえて条例化するものではない。

細かいところについては、取決めをしていない。公職選挙法に準拠する。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、令和3年2月からマイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを開始するに当たり、条例の改正を必要とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号の通知カードが廃止されたため、条例の改正を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、二十歳以下の子供が成人した場合、マイナンバーカードの更新の手続が必要、その手続が期日までにできなかった場合、一から申請するのか。

答、マイナンバーカードの有効期限は、子供の場合と成人の場合で期限が異なっている。新規の場合、スマートフォンでも申請できるが、本人確認が必要になるので、直接、役場窓口での手続が必要になる。

問、更新の場合は。

答、顔写真がついた身分証明書として利用できるもので、今の顔に変えなくてはいけない。マイナンバーカードの有効期限は、15歳未満は5年、15歳以上は10年、電子証明の期限は5年、有効期限が切れていても、申請があれば、再度新しいカードを発行する。紛失した場合は再発行の手数料が要る。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」は、美方地区農村情報化施設のテレビジョン放送の再送信及びインターネット接続サービスのサービス内容変更を行うため、条例の改正を必要とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「若狭町自然休養村経営管理所条例の一部改正について」は、令和3年4月1日から、岩屋、向笠、田井にある施設を地元集落へ移管するため、条例の改正を必要とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「伊良積休憩所施設条例の廃止について」は、令和3年4月1日から施設を地元集落へ移管するため、条例の廃止を必要とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、田上区の田上コミュニティセンター、三方区の健康増進施設ふるさと会館、朝霧区の朝霧あじさい会館、若葉区の若葉ふれあい会館、河内区のいこいの家明神荘、せせらぎ区の鯖街道伝承館の指定管理者に、それぞれの区を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、町内にたくさんコミュニティセンターがある。合併してから時期が統一されていないのか、三方と上中で違うのか。

答、指定管理の制度は、平成16年9月から施行された制度である。公の施設全てを指定管理に移行していくことにした。一斉にやったかという、ばらつきがある。

問、指定管理にならないで、検討中のところがあるということか。

答、施設は補助事業で建てているので、その耐用年数だけは、経過を待って、それ以降渡していくというのが一つの基準である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」は、若狭町鳥浜にある縄文の里交流センターの指定管理者として、鳥浜区を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について」は、海山区の海山経営管理所の指定管理者として、海山区を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」は、若狭町市場にある若狭町勤労福祉会館の指定管理者として、わかさ東商工会を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」は、若狭町兼田にある若狭町新規就農支援施設の指定管理者として、特定非営利活動法人若狭物産協会を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、若狭町海士坂にある嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者として、合同会社MOTを指定することについて議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、以前は音海興産が指定管理だったが、休止していた間、施設の修繕など、壊れたところなどに応じたのか。

答、修繕は特になかった。維持管理でかかった電気、水道などの光熱費は、音海興産のほうで支払っていただいた。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について」は、若狭町小川にある体験学習臨海休養施設の指定管理者として、小川養殖漁業生産組合を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」は、若狭町世久見にある世久見うみべの家の指定管理者として、世久見区を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号「小川休憩所の指定管理者の指定について」は、若狭町小川にある小川休憩所の指定管理者として、小川観光組合を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、若狭町鳥浜にある若狭町漁業体験施設の指定管理者として、鳥浜漁業協同組合を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号「若狭町梅丈ランドの指定管理者の指定について」は、若狭町海山にある若狭町梅丈ランドの指定管理者として、有限会社せくみ屋を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号「財産の処分について（伊良積区）」は、令和3年4月1日から伊良積休憩所を集落センターとして伊良積区に移管するためのものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、財産の処分について4議案出ているが、理由は何か。耐用年数か。上中地域はどうか。これだけ残っていたのか。

答、上中地域で言えば、天徳寺の施設、井ノ口の上中農村婦人の家、末野の創作館は集落に移管している。施設は国庫の事業採択を得て建設している。鉄骨造りなので、耐用年数は34年という決めがある。それを超えたものについては、各集落の地縁団体の状況を見ながら移管していく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号「財産の処分について（岩屋区）」は、令和3年4月1日から自然休養村岩屋経営管理所を集落センターとして岩屋区へ移管するためのものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号「財産の処分について（向笠区）」は、令和3年4月1日から自然休養村向笠経営管理所を集落センターとして向笠区へ移管するためのものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「財産の処分について（田井野区）」は、令和3年4月1日から自然休養村田井野経営管理所を集落センターとして田井野区へ移管するためのものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

教育厚生常任委員会委員長、今井富雄君。

○教育厚生常任委員会委員長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月4日、令和2年第8回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第70号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第73号「若狭町多目的交流広場条例の一部改正について」、議案第88号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」、議案第97号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」の4議案及び請願第1号「75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書」、陳情第2号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合に関する陳情書」の6件であります。

これらの審査のため、12月10日、委員全員の出席の下、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、二本松総務課長ほか関係課長等の出席、また、各参考人の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第70号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、軽減判定所得基準の改正並びに国民健康保険税の税率及び税額の改正を必要とするのものであります。

次に、議案第73号「若狭町多目的交流広場条例の一部改正について」は、多目的交流広場を指定管理者による管理を行うためのものであります。

議案第88号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」は、若狭町井崎にある若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設の指定管理者として、社会福祉法人若狭町社会福祉協議会を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第97号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」は、若狭町横渡にある若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者として、医療法人筭会を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

それでは、まず、これら4議案の審査過程における主な質疑及び審査結果を申し上げます。

議案第70号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する審査における主な質疑は、

問、9月議会での説明では、毎年4,000万円の繰入れが必要とされていた。しかし、今回は3,800万円とされているが、この違いは。

答、9月時点では納付額が確定していなかったために4,000万円程度と試算していたが、今回は納付額が判明したため、3,800万円に修正した。

問、9月議会の説明では、令和5年度で基金がなくなるので、税率を改正して令和8年度でゼロにしたいとの説明があったが、今回、なぜ令和8年で1,000万円残すのか。

答、基金残高の見込みが毎年1,800万円の不足額が生じるという前提で案をつくられている。令和8年度の基金残高がゼロで大丈夫だという制度設計には不安が残るためであり、令和8年度で1,000万円を残すための税率改正ではないことを御理解いただきたい。

質疑を終結し、討論では、次の反対討論がありました。

討論、実情は理解できるが、国保、後期高齢者など保険料がどんどん上がり、知事会や町村議会などでも国に要望している。そんな中で、令和8年度に1,000万円残るような計画にしないで値上げ幅を下げてもいいのではないかという思いから反対である。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「若狭町多目的交流広場条例の一部改正について」に対する審査における主な質疑内容は、

問、予定されている管理者が管理している他事業で、障害者の方に対してパワハラ的な言動がよく聞こえてくるとの地域の方からの情報がある。今後そのようなことがないようにしっかり指導されるように。

答、その点については、教育委員会のほうから指導をする。

問、公募するのではなく、内定にするのか。

答、今の検討段階では、福祉や障害者雇用などの実績を勘案して、特定で考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」に対する審査における主な質疑内容は、

問、説明資料では、指定管理者の従業員総数が161人となっているが、これだけの人数がそろっているのか。

答、従業員総数については、社会福祉協議会の組織全体の職員数であるが、全ての方が指定管理者の施設に常駐しているわけではない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」に対する審査における主な質疑内容は、

問、三方診療所の歯科患者数は1日12.9人とされたが、上中診療所は何人か。

答、上中診療所の歯科患者数は10月の統計で1日19.4人である。

問、上中診療所の歯科患者数が19.4人と多いが、利益は出ているのか。

答、上中診療所は、歯科医と歯科衛生士を含めた臨時職員3名で診療している。具体的な経営数字は今、持ち合わせていないが、昨年からは非常に好評で、経営的には良好である。

問、修繕等の実施負担額の区分で、他の施設も含めて20万円と30万円に分かれているが、統一したほうがよいのではないか。

答、大規模な修繕については協議をすることになっているが、それ以外の修繕については、施設ごとの修繕内容を把握しながら額を決めていると理解していただきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書」は、75歳以上の一定所得以上の人を対象に、現行「原則1割」の窓口負担を「2割負担」にするとの政府案に対し、本請願では、大企業や富裕層への課税強化で公費財源を確保すべきであり、2割負担の検討を中止・撤回することを政府に求めるように申し入れるようにとの請願であります。

この請願の審査に当たりましては、紹介議員であります北原武道議員から請願書の説明を受けた後の審査では、質疑はなく、討論では、まず、反対討論として、

討論、2022年あたりから団塊の世代が75歳を迎え、医療費が増えていく。その

負担は65歳以下の方の保険料で賄うことになるが、子育てや人生設計などお金が必要な世代に負担がかかることになる。

今年の福井県の後期高齢者医療財源の内訳を見ると、後期高齢者にかかる医療費は約1,030億円、このうち後期高齢者負担分として窓口負担額が40億円、保険料支払分が100億円であり、残り990億円は後期高齢者以外の負担で、そのうち400億円が健康保険等からの負担で、若い人の負担分も含まれている。今後、二、三年したら、後期高齢者が増え、さらに働き盛りの負担も増えることになる。自助ということを考えると、年寄りばかりではなく、若い人も頑張ってもらえる体制が必要である。これらのことを考えると、2割負担もやむを得ないと考え、この請願に反対する。

次に、賛成討論として、

討論、全国知事会、全国町村会、議長会などからは、超える保険料や医療費は国が責任を持ってほしいと要望しているわけである。個人負担額が上がれば、掛け金を払えない、医者に行けない、いわゆる保険制度が崩壊することにつながる。若い人が払うのか、高齢者が払うのか、誰が払うのかと、たらい回しではなく、社会保障としてきちっと確立していかなければならないとの要望が必要であるという立場から賛成である。

討論を終結し、採決の結果、委員少数の賛成をもって不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第2号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合に関する陳情書」は、若狭町学校規模配置適正化計画の下、現在、進められております熊川小学校と瓜生小学校の統廃合計画では、地域の民意を組み入れた形で進められているとは受け止めがたい。このことに対して、町としても、地域住民と十分協議を経た上で計画に取り組まれるよう若狭町議会からも町に要請願いたいという陳情であります。

この審査に当たりましては、提出者及び若狭町教育委員会それぞれから参考人として出席いただき、実情を確認し、審査いたしました。

この陳情に対する審査過程で、まず、提出者に対する主な質疑では、

問、多くの住民は、将来の統廃合はやむなしと感じているが、今回のような性急かつその場しのぎと思われる統廃合は求めていないと書かれている。住民はどのような統合であればよいと考えておられるのか。

答、適正化基本計画書に書かれている第1次に熊川小学校と明倫小学校が載っているが、その後の第2次計画には学校名が載っていない。

令和元年1月14日の熊川地区説明会で、教育長より「全町挙げて統廃合に取り組むので、皆様も理解していただきたい。」との答弁があったが、それならば、若狭町全地

区に話をもっていき、若狭町の小学校、中学校の未来を見たビジョンを進めてほしい。その上で立てた計画を基に説明していただくのなら私たちも大賛成である。

問、住民説明会の中での持ち帰り検討事項の回答がいまだにないとされているが、具体的に何があったのか、教えてほしい。

答、1点目は、地域アンケートでの意見の多くは、上中で1校といった抜本的な改革をしてほしいとの内容であったことに対し、持ち帰って十分検討すると回答いただいたが、そのままである。

もう一点は、アンケートの結果では、2割から3割の賛成意見を尊重するのは分かるが、統廃合の時期が早過ぎるのではないか。また、1次計画では学校名が記載されているが、2次計画では具体的な学校名が示されていないことなどの不審に思う意見・要望を無視して進められては困るので、再検討の結果を必ず報告してから進めてほしいとの申入れに対し、承知した、再度検討の結果をもって再度地域へ説明を行うとの回答をいただいたが、まだ回答が得られていない。その他、熊川集落で出た意見に対する回答も得られていない。

問、教育委員会からの適正化基本計画は、今回の統廃合の後、5年先に再検討し、その5年先をどうするかを決める。要は10年先の話をしている。しかし、その捉まえ方が、1年生で入学した子供が5年先にまた統合されたらとの受け止め方が大体であろうと思う。

もう一つは、将来的なビジョンの説明はないが、10年先には多分1つになるであろうという思いは皆持っているが、その部分のはっきりした説明がないことから、気持ちの中にもやもやしたものが残ったままになっているのではないかと思うが、どうか。

答、親の立場からすると、そこである。しっかりと将来はこうであるということを示してくれという保護者の意見が多かった。

問、陳情のポイントは、町に地区住民ともっと協議するように意見することを望むということだと思うので、これはそのとおりで、我々は反対する理由はない。協議することは必要だが、その形はどういうイメージでおられるのか。

答、スポット的な段階ごとの話ではなく、上中地域でいうと、将来、小学校を1つないし2つにするというビジョンを立てて、その計画に向けて説明するという方向で進めてもらいたい。

問、今回の陳情では、現在進めている令和4年度での統廃合計画は、このままでは困るというのが提出者の思いだと思う。この思いに対して、提出者として我々にどのような要望をされるのか、やってほしいことがあれば、教えてほしい。

答、希望集落に対して説明会をしていただいているが、どの説明会でも同じ資料で、各説明会での意見を基にしたバージョンアップした資料ではなく、同じ説明が行われている。今後、今まで出た意見、質問を取り入れた説明会をぜひ開催していただきたい。

問、今回の陳情書の提出者は、地域づくり協議会と区長会の名前で行われているが、今まで説明に入っているのは教育委員会であり、教育環境を中心に話をしていると思う。しかし、地域づくり協議会や区長会からすると、地元に学校がなくなるということは、敬老会や運動会などの事業がなくなる可能性もある。これらのことが地元で十分話し合いができない中、もう少し時間がほしいという意見、気持ちがあるのでは。

答、地域にはいろいろな行事があるが、子供たちの姿が見えない行事は熊川地区ではあり得ないと思っている。町へは、ぜひそういうことも含めて意見していただきたい。熊川としての意見もどんどん出していきたく思うし、取り入れていただけるような説明会も持っていただきたい。

続きまして、教育委員会に対する主な質疑では、

問、提出者が主張されているのは、説明後の意見・質問で持ち帰って検討するとの回答のうち、2点がそのままになっていることから、距離も縮まっていないし、不信感を持っている。持ち帰ってそのままというのはどういうことか。

答、教育委員会として、地元の保護者、そして、地域の方に十分説明の機会を持ってきたつもりであるが、結果的に陳情書が挙げられてくることになってしまったことに教育長として責任を感じている。上中で1校にできないかという課題について、計画案の策定段階では、5年後の出生数を見て検討を始めるとして、それまでの1次的な案として、複式2学級ある過小な小学校を早急に統廃合するとの説明をさせていただいた。

このことについて納得いかない、なぜ1校化できないのかという質問であった。教育委員会としては、将来、出生数がどのような推移になるのか分からない状態で、町全体の課題として取り上げるのではなく、今、過小な状況に置かれている学習環境をこのまま放置してはいけないという判断で回答している。

なぜ全町的な課題にしてくれないのかという質問に対しては、それは今の段階ではできないという回答をさせていただいている。

問、持ち帰りますといった内容があり、その後の結果が全然来ないという話になっているが。

答、説明会ごとの意見・質問について、教育委員会としては、機会を通じて説明、報告に努めている。アンケートについても要望にお応えして実施し、その結果などを基に、統合賛成者13名、どちらでもよい4名、反対4名という保護者の意見を酌んでいただ

けるよう地域におろしていったが、上中地域1校案について回答が出ない限り、保護者だけの意見だけでは説明会は持っていただけない内容で今に至っている。

問、地域づくり協議会会長の意見とすり合わせると、今後どうしていくのか結論が出ていない。今後の進め方について、役場内で相談しないといけないのでは。

答、この現状では、地域説明会、保護者説明会を呼びかけても開ける見通しが立っていない。しかし、統合準備期間を考慮すると、来年3月までに同意が得られるよう何らかの形、いろいろな方法を考えながら努力していかなければならないと考えている。

問、教育委員会としては、子供の教育環境を中心に統廃合を考えて地元の説明しているが、今回の陳情からうかがえることは、以前の保育所統合のこともあって、地域から子供がいなくなることに、またかという懸念は地元にある。教育のことで地域のことは分けて話をしていかないと理解が進まないの、教育委員会として話ができないのであれば、理事者なりが出席して今後のビジョンを説明するとか、地元の人に理解をってもらうためには、この先、行政が一つにならなければならないと思う。今までとは別の方法も考えないと話を前に進めることができないのでは。

答、おっしゃるとおり、この問題は、教育の面、子供の成長発達という面だけを考えると、教育委員会の管轄になるが、地域の学校ということを見ると、学校の活用や地域の人たちがゲストティーチャーとなり、子供と一緒に活動したり、三世代の交流などの機会がなくなってしまうという観点に関しては、町長や政策推進課など課を横断した形での検討が必要であることから、他の関係課の知恵を頂きながら計画をつくっていかなければならないと考える。

問、今回の陳情が出てきたということは、このままでは感情が残ることも否めない。一方では令和4年には統廃合を実施するという事は決まっている。この計画推進の整合性を図るためのコミュニケーションの場を持つ時期、そのときに出席する横断的な役場の機能など即答できる体制が必要である。そういうことをいつまでに示すことができるか。

答、令和4年度統廃合実施のタイムリミットまであと数か月に迫っていることから、今後、委員会や事務局、また、他の課とも協議し、令和4年度統廃合実施に目掛けて頑張っていかなければならないことは十分承知しているが、今のところ期日を示すことはできない。

以上、両者への質疑を終えての討論では、

討論、話し合うということは当然大事であり、採択すべきだと思うが、状況を聞くと、相手は教育長というよりも町長に要請するのがよいと思う。

討論、若狭町議会においては、町が地区住民と十分協議した上で統廃合計画に取り組むように町に要請すること。さらに、そのことが実施されているか、チェックすることが必要である。

討論を終結し、採決の結果、委員全員の賛成をもって、採択すべきものと決しました。

次に、本会議で陳情第2号が採択された場合、本陳情書の取扱いについて委員に諮ったところ、

意見、要請してくださいという要請であるから、意見書を書かなくても議長が町長なり教育長に結果を伝えればよいと思う。

意見、18日の本会議で採択された場合に、形として文書にするか口頭にするかだけであり、書面にまとめたほうが分かりやすいと考える。

意見、意見書提出後の進み方がどうなったのかのチェックが大事である。教育委員会、地域づくり協議会双方からの報告をもらい、結果によっては、フォローも考えなければならぬ。

意見、町長と教育長に連名で依頼文書を出して、そのコピーを熊川地区地域づくり協議会に渡して、議会としての動きを伝えたほうがよい。

意見、委員長報告だけでなく、審議した証を残すべきだと思うので、意見書を提出することで同意できないか。

結果、意見書提出の方向で全員の賛同が得られました。

この後、意見提出の方法と提出文の作成について諮ったところ、発委として、委員長に内容を一任することで委員全員の賛同を得ました。

以上、教育厚生常任委員会審査結果を申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月4日、令和2年第8回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第76号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」から議案第84号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの9議案であります。

議案審査のため、12月11日午前9時より、委員全員出席の下、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、一般会計、特別会計、企業会計に関する人件費補正ですが、職員の配置修正及び人事院勧告による職員人件費の補正で1,065万7,000円の減額であります。

議案第76号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,163万円を追加し、予算総額を138億3,013万3,000円とするもので、歳入の主なものは、地方交付税1億4,521万円の増額、国庫支出金1億6,013万2,000円の増額、県支出金4,830万9,000円の増額、繰入金1億4,544万円の減額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

一般会計では、総務費は、マイクロバス購入事業980万5,000円の増額、集落センター修繕補助金200万円の増額、公民連携推進事業5,050万円の増額、電子入札システム導入事業279万7,000円の増額、財政調整基金費1億4,336万円の増額。

民生費は、重度身体障害者住宅改造助成事業57万2,000円の増額、保育所総務管理事業94万3,000円の増額。

衛生費は、清掃総務費3,858万4,000円の増額。

農林水産業費は、県単小規模土地改良事業505万5,000円の増額、林道維持費350万円の増額。

商工費は、まちむら交流、マイクロツーリズムキャンペーン事業150万円の増額。

消防費は、消防費事業566万円の増額。

教育費は、給食センター費1,915万7,000円の増額、小学校教育振興事業225万円の増額、中学校教育振興事業138万1,000円の増額、公民館活動事業12万6,000円の増額、縄文博物館運営事業78万1,000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、福祉課関連では、

問、保育所総務管理事業で清掃の委託料だが、7保育園と言ったが、民間を入れると9保育園ある。民間は別扱いになるのか。民間も何か対応をするのか。

答、コロナの感染対策について、公立も民間も人手間を要しているところである。民間保育園については、民間保育園に対して何か援助が必要かを聞き取りしているが、現在のところ運営費でやりくりできるということで、町に費用負担を求めている状況ではない。

次に、教育委員会関連では、

問、修学旅行費で、上中中学校だけ補助があつて、なぜ三方中学校はないのか。

答、三方中学校は日帰りだった。県の補助要綱では、宿泊を伴うものに助成をするということである。個人負担が大体同じくらいになるように算定し、宿泊を伴うものに支出した。

問、成人式のことだが、いつもだと会食しているが、それはどうするのか。

答、今年については、大勢の会食になるので、控えてもらうように理解を得ている。

次に、政策推進課関連では、

問、公民連携推進事業について、今後の見通しで、コロナが収まらないとウェディング業界なども大変厳しいと聞いている。そういった先の見通しを含めた上での計画が立っているのか。

答、今現在、コロナの関係でウェディング産業は大変厳しい状況である。昨年比にして大体6割程度と聞いている。今後、コロナの回復も見計らって、新作のドレスのデザインの発表も予定している。今後、この計画を順調に進めていきたいと聞いている。

問、スタジアムを管理するのに人と金が要すると思うが、今後、町が管理費として負担するものがあるのか。

答、公民連携推進事業では、民間事業者が投資して事業を実施するというので、事業主体が経営・運営していく。町からの運営費の持ち出しはない。

次に、税務住民課関連では、

問、マイナンバーカード普及のために休日に窓口をつくるとかは若狭町が考えてやるのか。

答、今回の取組として、土曜日、日曜日に庁舎でサポート窓口を開設する。また、各種事業所への訪問申請を受け付ける取組については、国からモデルという形で示されている。ただし、これが強制されているという趣旨のものではない。若狭町で独自に事業を行っている。

問、県内の他市町の状況はどうか。

答、近隣の市町では、マイナンバーカードのサポート窓口以前に休日窓口業務を行っている市町もある。また、他の市町で月に2回程度開くようにされたところもあり、対応についてはばらばらだが、おおよそ全ての町で何らかの取組をされている。

次に、農林水産課関連では、

問、林道事業の説明で、周辺に迂回路の設置が困難な地形のため、橋梁架け替えによる長期間の通行止めは不可能であると書かれている。どんな方法があるのか。

答、上水道の水源に行く唯一の道路で、現在は橋の扱いである。橋として架け替える

と相当な費用がかかる。この橋は川を横断していないので、今回は道を直すという考え方で、林道橋梁の対象から外して林道として直すやり方を検討し、調査をお願いする。

質疑を終結し、討論では、反対討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第77号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、葬祭費の増額及び人件費補正で139万6,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を18億8,133万9,000円に。

議案第78号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、制度改正による電算システム改修委託費で38万5,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を1億9,280万7,000円に。

議案第79号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、感染防止対策のための施設修繕費で100万円を増額し、歳入歳出の予算総額を9,605万5,000円に。

議案第80号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、人件費補正及び制度改正による電算システム改修委託費等で291万6,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を20億3,106万3,000円に。

議案第81号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、人件費補正及び新規加入工事、消火栓移設工事の増額で266万円を増額し、歳入歳出の予算総額を2億7,538万2,000円に。

議案第82号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、河内川ダム維持管理負担金の増額で、26万3,000円を一般会計から繰入れ。

議案第83号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、河内川ダム維持管理負担金の増額で、17万8,000円を一般会計から繰入れ。

議案第84号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金393万9,000円を予算組替えするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、新型コロナの交付金が入っているが、小浜病院やレイクヒルズ美方病院の場合、看護師や医師に対して1人一律5万円という給付金が入っているが、診療所の場合は対象になっていないのか。

答、診療所も対象になっているが、申請については個人申請としたので、予算書には

載せていない。

議案第77号から議案第84号までの特別会計と企業会計の補正予算8議案を審査した結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第68号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第68号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第68号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「若狭町印鑑条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本条例改正案は、マイナンバーカードを用いて、コンビニで印鑑登録証明書の申請、

交付ができるように、若狭町印鑑条例を改正しようとするものであります。

現在、国民一人一人の社会保障、税、災害対策に関する情報がマイナンバー（個人番号）ですね、マイナンバーによって一元的に管理されております。極めてプライバシー性が高く、これらの情報が外部に漏れないようにマイナンバーは厳格に管理されています。

一方、マイナンバーカードは、希望すれば交付されるカードで、身分証明書の役割を持ちます。このカードにはＩＣチップが埋め込まれており、いろいろな情報を入力しておくことが可能で、また、その情報はカードリーダーで読み取ることができます。来年３月からは、健康保険証の情報を入力することが可能になります。将来的には、健康保険証や運転免許証を廃止し、その代わりにマイナンバーカードを使うことが構想されております。さらに、銀行口座の情報を入力することまで構想されております。

このような政府の構想によれば、マイナンバーカードは今後どんどん利便性が高まっていくようにも思えますが、一方で個人のプライバシー情報がどんどん搭載されていくという危険な側面もあります。情報漏えい、プライバシー侵害、犯罪などにつながりかねません。その危険性、不安のため、マイナンバーカードはいまだに十数%の普及率にとどまっています。そもそもマイナンバーカードの裏面には、堂々とマイナンバー（個人番号）が記載されています。厳格に管理されなければならないはずのマイナンバーがこのように露出状態になっていること一つをとっても、私は、マイナンバーカードの危うさを感じざるを得ません。

私は、現状でのマイナンバーカードの普及促進には反対であります。よって、マイナンバーカードをコンビニでも使えるようにするという本案に反対であります。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

１３番、小林和弘君。

○１３番（小林和弘君）

それでは、議案第６９号、印鑑条例についての賛成討論を行います。

コンビニで住民票が取れる、印鑑証明が取れる、大変便利なことではございませんか。人間は、便利を喜ぶ人と個人情報を大変嫌がる人がおるといのは、今の話で分かりましたが、やはり人間は便利さを追求するものじゃないかと思えます。私がそうなんです。

コンビニで印鑑証明が取れますと、これ実は、先週、私のある兄弟関係で印鑑証明をもらったんですが、これ奈良の弟なんです、土日でもやっているんですね。いろんな

ことで印鑑証明というのは、いまだにやはり重要なものには要りますから、それを土曜日に取ってもらって、それで送ってもらったということがありまして、えっ、そっちは便利やなと言ったら、こっちはまだあかんねや。この前、そういうことで、私は実はこの案の出る前に役場の人に聞いたことがあります、来年の何月やったかな、考えているんやとって、その時点では話をもらいました。こういう議案が出てきて、少しずつ都会にこの国も近づいているのではないかなというふうな思いで、ぜひともマイナンバーカードを持っておる人間には、どんどん便利のようにやっていただきたいと思って賛成をいたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、反対討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第69号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第69号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

若狭町国民健康保険基金の残高状況に関してですけれども、現状のままでは、これが令和5年度末でゼロになりそう、今回、税率・税額の改定をすれば、これが令和5年度で6,400万円、令和8年度で1,000万円残せそう、このような予測になっ

ているようであります。この「令和8年度まで基金を残存させる」という構想は、基金の性格からして、私は、基金の過剰積立であると思います。つまり国保税は、今回、引上げすぎであるということです。

国民健康保険は退職者や非正規労働者など経済的弱者を加入対象としており、その税負担が加入者に重くのしかかっているのが現実であります。

本年6月4日、全国知事会議は、「令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を行っております。「医療保険制度における給付と負担の見直し」に関して、「医療費等の増加に伴う公費負担の財源については、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度にすること」などと国の財政措置の強化を求めています。

また、11月25日に開かれた全国市町村議会議長会も要望書を作成し、「国民健康保険については、今後の医療費の増嵩に対応し、将来にわたって制度の安定的かつ持続的な運営を確保するため、国が主体となって運営すること」と国の責任を求めています。

このように、地方の切実な要望がある中、本案は、令和8年になっても国の公費負担割合が改善されていないことを前提にして、医療費の増加を安易に加入者の負担に転嫁しようとしているものと言えます。

国保税額の取りあえずの引上げは、本案よりももっと小幅なものでよい、私はそのように考え、本案に反対であります。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありますか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいま反対討論で、国の施策からいろんな詳しい話がありました。私は、そこまで勉強してきておりませんので、突然の討論でしたので、ちょっと程度が落ちるか分かりませんが、ひとつお許しを願いたいと思います。

若狭町の健康医療行政のおかげで、実は今年度の国保の納付額が3,800万円、4,000万円の予定が200万円減った、今回、改定に出ました数字、もともとは令和8年度に基金がゼロ、ちょうどちやらになるような勘定だったようですが、実は本年度の予定で200万円出ましたので、そういうことから、令和8年度には1,000万円ほど、もしかしたらこの調子であれば残るであろうというふうな計算みたいであります。ところが、医療費はたまたま今年はそうでしょうが、来年、再来年、そのとおりに続くとはいりません。もっと増えるかもしれません。4,000万円以上、来年から増えれば、

実は8年後はマイナスになる。そのことで、今回は1,000万円ほど残りそうだから、ちょっと値上げする必要ないのじゃないか、値上げ幅は少なくてもいいのじゃないかというふうな意見でしたけれども、これはやっぱりやってみないと分かりません。行政として、いろんな施策を打ちながらやってきて、この程度の値上げで何とかいけるのではないかというふうに試算されましたので、これに基づいて、私は賛成をいたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第70号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第70号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第71号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第71号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第72号「美方地区農村情報化施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第72号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「若狭町多目的交流広場条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第73号「若狭町多目的交流広場条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第73号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「若狭町自然休養村経営管理所条例の一部改正について」に対す

る討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号「若狭町自然休養村経営管理所条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第74号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「伊良積休憩所施設条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第75号「伊良積休憩所施設条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第75号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳ネットワークシステム事業ということで132万2,000円が計上されております。これはマイナンバーカードの普及を図るため、休日に交付申請を受けたり、事務所に出向いて交付申請を受けたりするための人件費等の経費であります。

財源は国の交付金等であって、町の一般財源からの支出はありませんけれども、議案第69号で先ほど討論の発言を行ったとおり、私は、現状でのマイナンバーカードの普及促進には反対であります。したがって、このような事業を遂行するための予算を含む本補正予算案には反対であります。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

それでは、議案第76号、令和2年度一般会計予算の補正予算案についての賛成討論を行います。

ただいま反対されました理由は、住基ネット関係で132万円計上されており、個人情報筒抜けになるようなものに、休日まで返上し、役場の受付を開けて、また、外部へ出かけてまで勧誘するとはけしからんということでもありますけれども、何事にもよし悪しであり、もし住基ネットが完璧に運用されていれば、防げた犯罪も多くあるわけでありまして、例えば、今回、多発しました持続化給付金詐欺がそうであります。無知な学生等が詐欺師の勧誘によって、その道に誘い込まれ、犯罪を犯し、前途ある将来に暗雲が立ち込めました。住基ネットはそれぞれ各人の思いでいろんな判断があるでしょう。それらの判断を否定するものではありません。

私は、この予算に対する反対の手法に疑念を持たざるを得ないのであります。本来、補正予算は、遂行している事業の補正や、時期的に今、予算確保をしなければならないもの、それがほとんどを占めており、予算を否決すれば、住民に対する影響は計り知れません。132万円のために2億4,000万円もの予算を没にする考えではなく、132万円を除いた修正予算等を提出などして、その方法を考えていただきたいと思うものです。そうすれば、同調する議員が何人か出てくる可能性もゼロではないでしょう。反対のための反対ではなく、一人でも多くの議員を自分の意見に賛同させるようなやり方を考えていただければなと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第76号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第77号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第78号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第79号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第80号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第81号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第81号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第82号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第82号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第83号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第83号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第84号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第85号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第86号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号「自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第87号「自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第88号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第89号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第90号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第91号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号「体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第92号「体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第93号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号「小川休憩所の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第94号「小川休憩所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。本件については、地方自治法第117条の除斥の規定により、熊谷勸信君の退場を求めます。

(2番 熊谷勸信君退場)

○議長(島津秀樹君)

議案第95号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第95号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。熊谷勘信君の入場を許可します。

（2番 熊谷勘信君入場）

○議長（島津秀樹君）

熊谷勘信には、可決されましたので、お伝えをいたします。

次に、議案第96号「若狭町梅丈ランドの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第96号「若狭町梅丈ランドの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第97号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号「財産の処分について（伊良積区）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第98号「財産の処分について（伊良積区）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号「財産の処分について（岩屋区）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第99号「財産の処分について（岩屋区）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号「財産の処分について（向笠区）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第100号「財産の処分について(向笠区)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号「財産の処分について(田井野区)」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第101号「財産の処分について(田井野区)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、12時30分となりましたので、暫時休憩をさせていただきます。

(午後 0時31分 休憩)

(午後 1時13分 再開)

○議長(島津秀樹君)

再開します。

次に、請願第1号「75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

先ほど国民健康保険税の条例改正案について反対の討論を行いました。そして、全国知事会議の提案・要望及び町村議会議長全国大会の要望書の内容を紹介しましたが、再度、見てみたいと思います。

全国知事会議は、「医療保険制度における給付と負担の見直し」に関して、国の財政措置の強化を求めていると先ほど紹介いたしましたが、詳しくは、「後期高齢者の窓口負担の在り方の検討をはじめとした医療保険制度における給付と負担の見直し」となっており、「後期高齢者の窓口負担」を筆頭に例示して、国の財政措置の強化を求めているものであります。

一方、全国町村議会議長会の後期高齢者医療制度に関する要望ですが、「高齢者医療制度については、財政基盤の強化、運営責任の明確化などのため、国が主体となって運営すべきであるが、後期高齢者医療制度は定着していることから、当面は現行の枠組みを維持し、必要な改善を加えながら、安定的な運営の確保に努めること。また、制度の必要な見直しを行う場合には、地方と十分協議を行うこと。」となっております。地方と十分協議することを求めているわけでございます。

今月9日、「2割化」の対象者収入ラインについて、菅自民党総裁と山口公明党代表が年収200万円で合意したと報道されました。これを受け、全世代型社会保障検討会議の最終報告に具体的な方針が盛り込まれる予定になっています。

もともと、厚労省が示した5つの案で、「2割化」の対象者収入ラインに多少の高い低いの違いがあるとはいえ、原則、1割負担を2割負担にする、倍にするというのが「2割化」の基本方針であります。

高齢になれば、医療費がかかるのは当たり前です。だからといって、経済的に余裕もなく、医療機関の世話にもなりがちな高齢者に自己負担の引上げを求めること自体、私は反対であります。2割化の検討はやめるべきと思います。

以上、本請願採択に賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいまの議案に対して反対の意を表します。

本件に関しては、既に与党内で結論が出ており、年収200万円以上の後期高齢者には、窓口2割負担とし、来年の下期にも決定するよう合意されております。

後期高齢者の方々ももちろん大事ではありますが、日本の将来を考えたとき、若い世代の大きな負担は決して活力を生み出さず、希望ある未来が望めません。若い世代は、子育てから始まり、自分の一生をつくっていかねばなりません。令和元年度の日本の後期高齢者の医療費は、総額17兆円、このうち後期高齢者の窓口負担及び保険料で3兆円、残り14兆円を国費で7.8兆円、現役世代からの支援分で6.2兆円となっており、後期高齢者の窓口負担及び保険料は、現役世代の支援分の半分以下、すなわち若い世代が老人の半分以上、75歳以上の分の半分以上を負担しているというのが現状であります。

いろいろな支援の場合によく言われますけれども、自助・共助・公助、このように言われます。しかし、共助が自助の倍以上ということは、共助を行っていている現役世代の人たちにいずれ不満の嵐が吹き荒れると思われます。

2年前の平成29年、この年の後期高齢者の医療費総額が16兆円ございましたので、2年間で1兆円膨らんだこととなります。さらに2年後には団塊の世代が後期高齢者になることから、さらに若い世代の負担は増えるでしょう。

今回の政府案で、年収200万円以上の後期高齢者の窓口負担を、たとえ2割にしたとしても、現役世代には880億円の負担減にしかならず、焼け石に水ということではありませんけれども、少しでも現役世代の負担を減らすべく、高齢者も頑張っているんだと現役世代に訴え、すばらしい日本をつくっていく必要があると思ひます。

このような理由で、本件には反対をいたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第1号「75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提

出することを求める請願書」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（島津秀樹君）

起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合に関する陳情書」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

陳情第2号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合に関する陳情書」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、陳情第2号は、採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時25分 休憩）

（午後 1時27分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

お諮りします。ただいま教育厚生常任委員長、今井富雄君から、発委第3号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合計画の進め方に関する意見書について」が提出されました。

発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第3号～

○議長（島津秀樹君）

追加日程第1、発委第3号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合計画の進め方に関する意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、今井富雄君。

○教育厚生常任委員会委員長（今井富雄君）

議長のお許しを得ましたので、発委第3号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合計画の進め方に関する意見書について」の提案理由を申し述べます。

令和元年5月、若狭町学校規模配置適正化委員会からの「若狭町が設置する小学校及び中学校の適正化について」答申を受けまして、我が町として、「若狭町学校規模配置適正化基本計画」を策定いたしました。

この計画を基に、町内小学校のうち、児童数の激減により、やむなく複式学級を取り入れている町内2校の統廃合を令和4年度より実施すべく、地域とともに精力的に取り組んでいるところであります。

しかし、計画遂行のプロセスにおいて、果たして地域住民がその計画に歩み寄れる対応に重きを置いた進め方なのだろうかと思われる事象が地域からの陳情という形で意思表示されていることは事実であります。

教育厚生常任委員会として、この事実を審査すべく、提出者と教育委員会双方の参考人質疑の結果、双方の受け止め方で一部に乖離が認められるとの見解に達したところであります。

その背景を申し上げますと、学校統廃合は教育環境整備であることから、教育委員会が窓口担当となることは当然であります。

しかしながら、廃校となる地域では、児童の教育環境に対する保護者の不安に加え、これまで培ってきた子供ありきの地区生活文化の継承、地域住民の交流などに対する将来的な不安も無視することはできません。

これら教育環境以外の不安は、教育委員会だけの対応では限界がありますし、地域住民にしてみれば、解消の糸口をどこに求めればよいのか、手探りの状況にあるのが実情であります。

したがって、学校統廃合の今後の計画推進に当たっては、住民の不安に対応できる関連部署を含めた横断的な対応によって、より確実な合意形成を導き出すことは可能であると確信いたします。

議員各位におかれましては、これらのことを十分御理解の上、御賛同いただきますことをお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第3号「熊川小学校と瓜生小学校の統廃合計画の進め方に関する意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

～日程第38 議員派遣報告および議員派遣について～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第38「議員派遣報告および議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告いたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において派遣を決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第8回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月4日の開会以来、本日まで15日間にわたり提案されました条例の制定および改正並びに廃止、令和2年度各会計の補正予算、指定管理者の指定、また、財産の処分などの議案について、終始熱心に御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、住民福祉向上のため、なお一層の努力をいただきますよう希望するものがあります。

さて、本年も残すところあと13日となりました。今年は、新型コロナウイルスの感染症により、日本経済はもとより、私たちの生活にも大きな影響を受けました。まだまだ終息の見通しが立っておりませんが、皆様方には、年末年始の過ごし方にも十分御配慮いただきまして、輝かしい新年を迎えられますように御祈念を申し上げまして閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月4日の開会以来、本日まで15日間にわたり、条例関係をはじめ、令和2年度若狭町一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、指定管理者の指定など数多くの重要な案件につきまして御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方からは、提案させていただきました議案に対し、本会議及び各常任委員会において御熱心に御審議していただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方から頂きました御意見、御指導につきましては、十分留意して今後の町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、今年は、先ほど議長からもお話ございました、新型コロナウイルス感染症による大きな混乱と試練を与えられた1年でありました。

WHO（世界保健機関）が公式に発表しております世界最初の新型コロナウイルスの経過ですが、昨年12月8日、中国・武漢市において発症したとされております。あれから1年、世界ではおよそ7,000万人、国内でもおよそ20万人の方が感染し、今

もなお、終息を迎えることなく猛威を振るい、見えない脅威との闘いは続いておりますが、明るいニュースとして、イギリスでは新しいワクチン接種が始まったということも聞いておりました。その効果を期待するところであります。

そのような中、政府は、新型コロナウイルスの感染拡大により低迷する個人消費の回復に向け、今年度3度目となる経済対策として、Go Toトラベル・イートの延長のほか、菅政権の目玉施策であります脱炭素・デジタル関連への取組の姿勢などを見せていただいております。

そのほか、政府が2020年から24年度に取り組む地方創生の施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定案では、新型コロナウイルス感染拡大を機に高まった地方への関心を新たな人の流れにつなげるため、地域の魅力向上や情報発信の必要性が強調されており、年内にも閣議決定されると聞いております。

いずれにしましても、その内容を確認し、町としましては、迅速かつ適切な対応をしてみたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、先ほど熊川小学校と瓜生小学校の再編の意見書が提出をされました。それぞれ全員の議員の皆様のご賛同を得られたわけでございます。

なお、私どもにつきましては、議員の皆様方のそれぞれの御意見を十分に考慮しながら検討に入らせていただきます。

なお、すぐに軽々な判断もなかなか難しい面がございます。当然トップの私にもこの意見書の中での項目がございますので、私を交えながら、それぞれ各課、横断的、縦断的にも話し合いを持ちながら、方向性を定めさせていただきます。

なお、しばらく時間を頂き、それぞれ議員の皆様にも御相談をかけながら進めますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、終わりに当たりまして、これから年末年始に向けまして、多くの方が集まる機会や人の移動が増えると思っておりますが、まずはマスクの着用、小まめな手洗い、三密を避けるなど、個人でできる感染予防対策の徹底と感染が拡大する地域への不要不急の外出を控えていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、希望と活気に満ちあふれる輝かしい新春をお迎えいただきますことをお祈りを申し上げます。閉会に当たりましての私からの御挨拶に代えます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(午後 1時41分 閉会)